

# 「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」の一部改正の概要（令和4年3月31日付け厚生労働省医政局長通知）

## 1. 制度の概要

臨床研修病院の指定を受けようとする場合の手続き等は、医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令及び「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（平成15年6月12日医政発第0612004号。以下「施行通知」という。）に規定されている。

## 2. 改正の趣旨

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（令和3年法律第58号。以下「改正法」という。）の一部（有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和）が令和4年4月1日に施行に伴う内容や文言の修正等を踏まえた所要の改正

## 3. 改正の概要（主なもの）

### （1）基幹型臨床研修病院の基準である基幹型臨床研修病院における実績の規定（通知第2の5（1））

協力型臨床研修病院として研修医に対して臨床研修を行った実績の考え方について整理した。

### （2）基幹型臨床研修病院の管理者の規定（通知第2の7（2））

改正法を踏まえ、基幹型臨床研修病院の管理者として行うべき対応について盛り込んだ。

### （3）臨床研修の再開者の受入に係る規定（通知第2の19（2））

基幹型臨床研修病院が臨床研修を中断した再開者を受け入れる場合には、新たに臨床研修プログラムを作成する必要があることから、当該病院に配分された定員によらず受入をすることが出来る旨を記載した。

### （3）出身国に帰国することが明らかな外国人留学生の採用に係る規定（通知第2の23（1））

医師臨床研修部会の審議を踏まえ、出身国に帰国することが明らかな外国人留学生の採用について都道府県の採用上限によらず採用することができることを盛り込んだ。

### （4）都道府県における病院ごとの募集定員の設定（通知第2の23（1））

各病院の妊娠・出産・育児に関する施設及び取組を勘案して当該定員を設定するような内容を盛り込んだ。

## 4. 施行日

令和4年4月1日